

二十六 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入)</p> <p>18 - 2 - 5 .....            .....<u>消費生活協同組合法施行規則</u> (以下この款において「<u>消費生活協            法規則</u>」という。) 第 207 条第 8 項(利用分量割戻金の積立).....</p> <p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>18 - 2 - 6 .....            .....<u>消費生活協法規則第 207 条第 9 項(割戻しの期限)</u>.....            .....            .....</p> <p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>18 - 2 - 7 <u>消費生活協法規則第 207 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>.....            .....</p> <p>(領収書等の交付の省略)</p> <p>18 - 2 - 8 .....            .....<u>消費生活協法規則第 207 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>の基            準の判定及び第 207 条第 10 項(利用分量の確認).....</p>	<p>(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入)</p> <p>18 - 2 - 5 .....            .....<u>消費生活協同組合財務処理規則</u> (以下この款において「<u>財務処            理規則</u>」という。) 第 23 条第 8 項(利用分量割戻金の積立).....</p> <p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>18 - 2 - 6 .....            .....<u>財務処理規則第 23 条第 9 項(割戻しの期限)</u>.....            .....            .....</p> <p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>18 - 2 - 7 <u>財務処理規則第 23 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>.....            ...</p> <p>(領収書等の交付の省略)</p> <p>18 - 2 - 8 .....            .....<u>財務処理規則第 23 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>の基準の            判定及び第 23 条第 10 項(利用分量の確認).....</p>

二十七 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>( 国外公社債等の利子等、<u>一般民間国外債の利子</u>、国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分 )</p> <p>19 - 2 - 6 措置法第 3 条の 3 第 2 項( 国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等 )、<u>同法第 6 条第 1 項( 民間国外債等の利子の課税の特例 )</u>、同法第 8 条の 3 第 2 項( 国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等 ) 又は同法第 9 条の 2 第 1 項( 国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例 ) の規定により課された国外公社債等の利子等、<u>一般民間国外債の利子</u>、……………</p>	<p>( 国外公社債等の利子等、国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分 )</p> <p>19 - 2 - 6 措置法第 3 条の 3 第 2 項( 国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等 )、同法第 8 条の 3 第 2 項( 国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等 ) 又は同法第 9 条の 2 第 1 項( 国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例 ) の規定により課された国外公社債等の利子等、……………</p>

二十八 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>( 事業の区分 )</p> <p>19 - 3 - 29 ……………</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「<u>大分類</u>」<u>金融業</u>、<u>保険業</u>」の「中分類 67 保険業 ( 保険媒介代理業、保険サービス業を含む )」の「<u>673 共済事業・少額短期保険業</u>」のうち共済事業を営む法人……………<u>生命保険業及び損害保険業を主として営む連結法人</u>であるかどうかを判定する。……………</p>	<p>( 事業の区分 )</p> <p>19 - 3 - 29 ……………</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「<u>大分類</u>」<u>金融・保険業</u>」の「中分類 67 保険業 ( 保険媒介代理業、保険サービス業を含む )」のうち「<u>673 共済事業</u>」を営む法人……………<u>生命保険事業及び損害保険事業を主として営む法人</u>であるかどうかを判定する。……………</p>

二十九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い …旧有限責任中間法人である連結親法人及び特例無限責任中間法人である連結親法人に係る事業年度)</u></p> <p><u>平成 20 年改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 23 号)をいう。以下経過的取扱い までにおいて同じ。)附則第 10 条第 2 項(公益法人等の範囲に関する経過措置)に規定する旧有限責任中間法人である連結親法人又は同条第 3 項に規定する特例無限責任中間法人である連結親法人に係る事業年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び同法第 33 条第 1 項(移行の登記)に規定する設立の登記によっては区分されず継続することに留意する。</u></p> <p><u>ただし、旧有限責任中間法人である連結親法人が同法施行の日以後、令第 3 条第 1 項各号又は第 2 項各号(非営利型法人の範囲)に掲げる要件のすべてに該当することとなった場合の当該旧有限責任中間法人に係る事業年度は、次に掲げる期間となることに留意する。</u></p> <p>— <u>その事業年度開始の日から、その要件のすべてに該当することとなった日の前日までの期間</u></p> <p>— <u>その要件のすべてに該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い …長期大規模工事以外の工事の取扱い)</u></p> <p><u>平成 20 年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度において着手した平成 20 年改正法による改正前の法(以下経過的取扱い において「旧法」という。)第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の旧法第 64 条第 2 項(長期</u></p>	<p>(新 設)</p>

大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(各事業年度の所得の金額を計算する場合の同項の規定を含む。以下経過的处理において同じ。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用している長期大規模工事以外の工事(平成 20 年改正法附則第 19 条第 2 項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に規定する経過措置工事のうち旧法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の旧法第 62 条第 2 項の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用しているものを含む。)については、この法令解釈通達による改正前の 2 - 4 - 19 の取扱いは、なお従前の例による。

(経過的处理 ...事業税及び地方法人特別税の取扱い)

この法令解釈通達による改正後の 5 - 1 - 5 の、8 - 5 - 2 及び 8 - 5 - 3 の取扱いは、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(新 設)